

令和元年度第2回栃木県障害者差別解消推進条例検証部会 次第

日時：令和2(2020)年2月17日(月)

午後2時00分～3時30分

場所：栃木県庁本館8階 会議室4

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 障害者関係団体との意見交換結果について【資料1】

(2) 市町調査の結果について【資料2】

(3) 障害者差別解消に係る検証と課題について【資料3】

(4) 法改正に伴う条例の見直しについて【資料4】

(5) 今後の進め方について【資料5】

4 その他

5 閉会

第2回栃木県障害者差別解消推進条例検証部会

1 委員

No.	分野	所属	氏名	備考
1	学識経験者	宇都宮共和大学	土沢 薫	副部会長
2	関係団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	笹崎 明久	部会長
3	関係団体	(一財)栃木県身体障害者福祉会連合会	前田 則隆	
4	関係団体	(福)栃木県社会福祉協議会	小林 敦雄	
5	事業者	(一社)栃木県バス協会	小矢島 応行	欠席
6	市町村	野木町健康福祉課	石渡 眞	
7	関係機関	(株)下野新聞社	大塚 順一	

※ 任期 令和元年11月20日から令和4年3月31日まで

2 事務局

No.	所属	職名	氏名	備考
1	障害福祉課	課長	加藤 篤信	
2	〃	課長補佐(総括)	木村 雅子	
3	〃 企画推進担当	副主幹(GL)	小峰 伸也	
4	〃 〃	主査	墨谷 聡志	
5	〃 〃	主事	水井 健太	
6	〃	障害者差別解消相談員	石川 一夫	

第2会栃木県障害者差別解消推進条例検証部会 席次

令和2(2020)年2月17日 午後2時～本館8階会議室4

笹崎委員

土沢委員

部会長

副部会長

小林委員

石渡委員

前田委員

大塚委員

入口

石川相談員

水井主事

小峰 G L

加藤障害福祉課長

墨谷主査

木村総括補佐

本日の部会で御議論いただきたいポイント

1 これまでの経過

(1) 今回の部会までに、主に以下の5点について検証作業を実施。

- ・ 県へ寄せられている障害者差別解消に係る相談内容
- ・ 条例施行後の県の取組及び意識調査結果
- ・ これまでの県障害者差別解消推進委員会における議論
- ・ 市町における障害者差別解消の推進状況
- ・ 市町及び団体における相談状況 ※ 今回提示資料

第1回検証部会
において提示済



(2) 検証による今後の課題としては、以下のとおり。

- 更なる取組の充実
 - ・ 普及啓発の強化
 - ・ 相談対応の強化
 - ・ 法改正に伴う条例の見直し
 - ・ 新しい条例



2 本日の部会において御議論いただきたいポイント

- ・ 普及啓発を含めた今後の取組について
- ・ 条例内容の見直し（合理的配慮の義務化など）について
- ・ 親会への結果報告の方法について

障害者関係団体との意見交換結果について

R2.2.17 障害福祉課

1 経緯

栃木県障害者差別解消推進条例の施行から3年が経過したことを受け、条例の規定に基づき検証を進める中で、差別解消推進について障害者関係団体との意見交換を実施した。

2 概要

(1) 対象団体

障害者関係団体35団体のうち、回答のあった19団体について実施

- ・ 実施団体 19団体

【内訳】

障害者団体（14団体）、施設関係団体（3団体）、職能団体（2団体）

(2) 意見交換方法

県庁会議室又は団体事務所への訪問等（都合により、調査票の回答のみの団体あり）により、各団体代表者等と意見交換を実施。

(3) 意見交換内容

障害者差別解消に関する団体における相談内容（事例、件数、課題）、差別解消の推進状況（理解が進んでいるもの、今後の課題）、そのほか県と意見交換したい事項

(4) 日程

各団体と1時間、6日間に渡って、意見交換を実施。

ア 意見交換

1月 9日 （特非）栃木県障害施設・事業協会【来庁】

〃 栃木頸椎損傷者連絡会【来庁】

〃 とちぎ高次脳機能障害友の会【来庁】

1月10日 （一社）栃木県聴覚障害者協会【訪問】

1月14日 栃木障がいフォーラム（TDF）【来庁】

〃 日本ダウン症協会栃木支部【来庁】

1月15日 栃木県断酒ホトトギス会【訪問】

1月20日 栃木県自閉症協会【訪問】

- // 栃木県肢体不自由児者父母の会連合会【訪問】
- // (一社) 栃木県手をつなぐ育成会【訪問】
- 1月21日 (公社) 日本てんかん協会栃木県支部【来庁】
- // (特非) 栃木県精神障害者支援事業協会【来庁】
- // (一社) 栃木県視覚障害者福祉協会【来庁】
- // 栃木県精神保健福祉士会【来庁】

イ 調査票回答

- ・ 栃木県障害児通園施設連合会
- ・ (特非) おひさまクラブ
- ・ 栃木県特別支援教育手をつなぐ親の会

市町調査の結果について

R2.2.17 障害福祉課

1 経緯

栃木県障害者差別解消推進条例の施行から3年が経過したことを受け、条例の規定に基づき検証を進める中で、差別解消推進について県内市町に対して調査を実施した。

2 概要

(1) 調査対象

県内市町障害福祉担当課（25市町）

(2) 調査方法

調査票による回答

(3) 調査内容

市町における相談内容（事例、件数、課題）、差別解消の推進状況（取組内容、今後の課題）等

(4) 調査期間

令和元年12月26日から令和2年1月17日まで

(5) 調査結果

全25市町から回答あり

○障害者差別解消に係る検証と今後の課題について(案)

資料 3

1 県へ寄せられている障害者差別解消に係る相談内容

現在の状況	検証	今後の課題
<p>○ 「栃木県障害者権利擁護センター」において、毎年、一定数の障害者差別や合理的配慮に関する相談が寄せられている。 ⇒ 第1回検証部会 資料2</p> <p>【権利擁護センターにおける相談件数】 * ()内は延べ件数 H28 40件(71件) H29 40件(63件) H30 30件(53件)</p> <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店における盲導犬の同伴拒否 ・ バスにおける車イス利用者の乗車拒否 ・ 修学旅行への保護者付添 等 	<p>○ 事業者を確認すると、どのような対応が障害者差別や合理的配慮の不提供に該当するか理解していない場合が多い。</p> <p>○ 法人や事業主が理解していても、現場の従業員までは理解していない場合がある。</p> <p>○ 相談者からの求めに応じ、県から事業者に対し、確認、説明及び助言等を実施すると、ほとんどの事業者は、県の意見を真摯に受け止め、速やかな対応により改善している。</p> <p>○ 事業者が、予め、法や条例に基づく具体的な対応を理解していれば、適切な対応により、障害者や家族が不快に感じたり、困惑し、相談することはなかったケースが多い。</p>	<p>○ 障害者の日常生活には事業者との関わりが欠かせないことから、多くの事業者が障害や障害者、配慮の仕方等を理解する必要がある。そのためには、<u>事業者に対するよりいっそうの具体的で分かりやすい啓発活動が必要である。</u></p>

2 条例施行後の県の取組及び意識調査結果

現在の状況	検証	今後の課題
<p>○ 県における障害者差別解消の推進状況等を確認するため、例年、何らかの意識調査を実施している。成果の出ているもの、そうでないものが混在している。 ⇒ 第1回検証部会 資料3</p> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R1県政世論調査 当事者からの求めにより配慮を提供する 62.5% 確認の上、自ら進んで配慮を提供する 20.1% ・ R1県政世論調査 県の差別解消の取組を知らない 53.0% ・ H29 とちぎネットアンケート (差別解消法や条例を知っているか?) 聞いたことはあるが、内容は知らない 41.6% 知らない 42.0% ・ H29 とちぎネットアンケート (障害者に対する差別や偏見はあると思うか?) 思わない 49.3% 思う 50.7% 	<p>○ 障害者差別の解消の重要性について認識し障害や障害者に関する理解が進みつつあるが、一方では、県の具体的施策・取組についてはあまり認識されていない。加えて、継続した県の取組が求められている。</p> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H30 県政世論調査(複数回答) (県が力を入れるべき取組は?) 障害に応じた職業訓練や障害者の雇用 58.3% 道路や施設のバリアフリー化の促進 43.2% 障害児への相談・支援体制や教育の充実 39.7% 啓発・広報活動 39.0% ○ 平成29年8月から配布を開始したヘルプマークの普及啓発、周知は順調に進んでいる。 【調査結果】 ・ とちぎネットアンケート (ヘルプマークを身に着けた人が、援助や配慮を必要としていることを知っているか?) H29 知っている 27.4% ↓ H30 知っている 50.2% 	<p>○ 障害者差別は障害者が社会参加する全ての場面で発生しうるものであることから、県民全てが解消に向けて取り組む必要がある。そのためには、<u>ヘルプマークの活用等によるより効果的な啓発活動が必要である。</u></p>

3 これまでの県障害者差別解消推進委員会における議論

現在の状況
<p>○ 外部委員により構成される「栃木県障害者差別解消推進委員会」において、毎年、県における障害者差別解消や合理的配慮の取組に関して審議を行い、出された意見について、以降の取組に反映させている。 ⇒ 参考資料2</p> <p>【開催実績】 H28 4回 H29 2回 H30 1回 R1 1回 *他に条例検証部会を2回実施</p>

検証
<p>○ 意見の中で多いのは、教育分野や雇用分野における合理的配慮の不提供事案に関するもの、今後の差別解消推進の普及啓発方法に関するものが多い。</p> <p>【主な意見内容】 ・学校によって、合理的配慮に係る対応の差が大きい。 ・労働分野については、会社を気にして、当事者が我慢することがある。 ・県は、好事例集の作成や市町の相談状況等を把握し、公表・発信していくべき。</p>

今後の課題
<p>○ <u>障害者差別や合理的配慮の効果的な理解促進を図る手段として、好事例集などの作成が求められている。</u> →本検証部会において、好事例集の作成に向けた障害者団体との意見交換や市町に対する調査を実施</p> <p>○ <u>県内の課題を把握するためには、県だけでなく、市町の相談・取組状況の把握が必要である。</u> →本検証部会において、市町に対する取組や相談状況等の調査を実施</p> <p>○ 外部委員からの意見が多い分野は、教育、雇用、公共交通機関等であり、それらは他部の所管となっている。<u>県障害者施策における連携した対応が求められている。</u></p>

4 市町における障害者差別解消の推進状況

現在の状況
<p>○ 県と同様に市町についても、障害者差別解消推進法に基づき、行政機関として、障害者差別の解消を推進している。 ⇒ 第1回検証部会 資料5</p> <p>【法の規定】 ・ 第10条 職員対応要領の策定(努力義務) ・ 第14条 相談・紛争防止体制の整備(義務) ・ 第15条 啓発活動(義務) ・ 第16条 情報の収集、整理及び提供(義務) ・ 第17条 地域協議会の設置(任意)</p>

検証
<p>○ 地方公共団体職員等が適切に対応するための「地方公共団体等職員対応要領」の策定や障害者差別に関する相談及び差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うための「障害者差別解消支援地域協議会」の設置は、県内全ての市町において行われており、これらの体制整備は全国平均より高いレベルにある。</p> <p>○ 県内市町における相談件数の合計は、H28年度が19件、H29年度が14件であるが、全国的に、障害者差別に関する相談は少ない傾向にある。</p>

今後の課題
<p>○ 全国と同様に県内における相談件数は少ない傾向にあるが、<u>その原因について確認していく必要がある。</u></p>

5 市町における相談状況等について

現在の状況
<p>○ 県と同様に市町についても、障害者差別解消のため、相談対応をはじめ各種取組を実施している。 ⇒ 資料2</p> <p>【相談対応に関する課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対してどこまでの対応を求めたらよいのか、判断が難しい。 ・相談窓口の設置や事例を集めていると周知しても、相談は無く、事例も集まらない。 ・相談対応のスキルアップのため、相談事例を公表してほしい。 ・相談が少ない原因を明らかにする必要がある。 ・不当な差別的取扱いや合理的配慮の範囲をどのような基準で判断すべきか、判断が難しい。 <p>【差別解消に関する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末を利用した手話通訳問い合わせサービス ・市内小学校における盲導犬ふれあい教室 ・市内小学校への障がいへの理解促進・差別解消に係る教材用動画の配布 ・障害者差別解消に関する職員研修の実施 ・店舗入口のスロープ購入助成 <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に当たって付き添いを求める。 ・盲導犬の入店拒否 ・事業所から差別的な発言を受けた 等

検証
<p>【相談対応に関する課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談を受けた際に不当な差別的取り扱いなのか、合理的配慮の不提供なのか、また、事業者に対しどこまで求めるべきか、相談対応の困難さに関する意見が多い。 ○ 相談対応を行う職員のスキルアップなどのために、相談事例の公表を県に対して求める意見がある。 ○ 相談件数が少ないと感じている市町が多く、相談が少ない原因を調べる必要があるとの意見がある。 <p>【差別解消に関する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町職員に対する職員研修を実施しているケースや普及啓発に関する取組が多く見られ、タブレットの活用や小学校における盲導犬ふれあい教室、小学校への教材用動画の配布など工夫して差別解消に取り組んでいる市町も見られる。 <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者を確認すると、どのような対応が障害者差別や合理的配慮の不提供に該当するか理解していない場合が多い。 ○ 法人や事業主が理解していても、現場の従業員までは理解していない場合がある。

今後の課題
<p>○ <u>相談対応のスキルアップのために、好事例集の作成・公表や研修の実施が必要である。</u> →本検証部会において、好事例集の作成に向けた障害者団体との意見交換や市町に対する調査を実施</p> <p>○ <u>相談が少ない原因について明らかにしていく必要がある。</u></p> <p>【市町が感じている今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消の効果的な普及啓発方法 ・差別解消に向けた取組のノウハウや事例の不足 ・事例が少ない原因の調査 ・職員に対する研修の実施 ・障がいについての正確な情報の発信

6 団体における相談状況等について

現在の状況
<p>○ 障害者(当事者)団体、障害施設関係団体、障害関係職能団体については、日頃から、障害者が社会参加する場面に接していることから、障害者差別や合理的配慮の提供の場面についても接する機会が多い。 ⇒ 資料1</p> <p>【相談件数】 *19団体の合計 H29: 63件(件数不明は含まず) H30: 64件(件数不明は含まず)</p>

検証
<p>【相談件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の目的や構成等の理由により、障害者差別に関する相談対応を行っていない団体や主訴が異なる相談が多い団体があり、年間約60件(年間10件以上の団体は3団体)あまりに留まっている。

今後の課題

【相談対応において感じることや課題】

- ・行政・医療等の関係機関との情報交換や協力体制の強化ができるが良い。
- ・話を聞いてほしいのか、課題の整理をしているのか、専門機関を紹介してほしいのかなどの主訴の確認とその課題に対する対応策に苦慮するケースがある。
- ・相談対応について、担当者として責任ある対応ができていのかどうかの不安がある。
- ・差別されたという側からの相談を受けているが、差別した側の言い分を聞けない状況であるため、建設的な対話による対立の解消に繋げることができない。
- ・国や県において、具体的な対応事例を示してくれると、助言しやすくなる。
- ・匿名の電話が多く、次に繋がらない。 等

【差別解消の理解が進んでいる感じる点】

- ・外出している時に優しい目で見てくれるようになった。
- ・社会参加が増え、障害者を町で多く見かけるようになった。
- ・障害者用のトイレ、スロープ、駐車スペース等、バリアフリー化が進んでいる。
- ・公共施設の職員や公共交通機関における乗務員の対応がかなり良くなった。
- ・小売店で、店員が手話で対応してくれた。
- ・外出中、困っている時に、寄り添ってくれた。
- ・合理的配慮という言葉を知っている人が増えた。
- ・条例制定により、差別した者に対して説明しやすくなった。
- ・会議や講演会等で、手話通訳者、車椅子席など合理的配慮がされるようになった。 等

【団体が考える今後の課題】

- ・具体的な事例による差別解消、合理的配慮の周知。
- ・他市町における、合理的配慮の取組。
- ・小学校における障害者理解のための教育。
- ・UDタクシーやスロープ付きバスの乗務員に対する研修。
- ・ヘルプマークのメディア等による、よりいっそうのPR。 等

【意見交換における団体意見】

- ・障害のある子は親がサポートすべきという学校もあるが、最初に話し合う機会を設けるべき。
- ・外出が少ないので、差別の事例が少ない。
- ・障害がある人が身近にいるということを理解してほしい。
- ・障害特性から勤務先との関係が悪化し、就労が難しくなるケースが多い。
- ・親や親戚にも子供の障害を話さない人もおり、自分たち自身が差別しているということもある。
- ・ハード面だけでなく、合理的配慮等のソフト面の整備も必要。
- ・差別解消条例と別に手話言語条例を制定したい。
- ・東京都と同様に事業所も合理的配慮の提供を義務化すると良い。 等

【相談対応において感じることや課題】

- 相談内容は障害者差別や合理的配慮の不提供に関するものが多く、分野としては、教育分野、労働分野に関するものが多い。
- 障害者差別に関する相談対応の経験不足や好事例の対応が分からないために、日頃の相談対応について不安を抱える者もいる。
- 相談者が匿名であったり、主訴がはっきりせず、対応に苦慮する場合がある。

【差別解消の理解が進んでいる感じる点】

- 障害者用トイレ等のハード面の整備や会議・講演会等の手話通訳者の配置において、理解が進んでいるという意見が多い。
- 町で障害者を多く見かける等、障害者理解の拡がりに伴い、障害者の社会参加が少しずつ進んでいる。
- 条例や法の制定によって、障害者差別について、説明や理解を求めるのに役立っているという意見が見られる。

【団体が考える今後の課題】

- 障害者差別の分かりやすい周知や相談対応のスキルアップのためには好事例集の作成が必要との意見が多い。
- 小学校における障害者理解の教育や学校教員への普及啓発が必要との意見が多い。

【意見交換における団体意見】

- 手話言語条例の制定や事業主の合理的配慮の義務化を差別解消条例に盛り込むべきという意見がある。

○ 障害や障害者理解のため、また、相談対応のスキルアップのために、好事例集の作成・公表や研修の実施が求められている。

→本検証部会において、好事例集の作成に向けた障害者団体との意見交換や市町に対する調査を実施

○ 他部の所管である教育分野や労働分野に関する相談が多いことから、他部とのよりいっそうの連携強化が必要である。

○ 手話言語や事業者の合理的配慮の義務化に関して、条例において対応すべきか検討する必要がある。

法改正に伴う条例の見直しについて

(事業者の合理的配慮の義務化について)

1 事業者の合理的配慮に係る状況

- ・ 障害者差別解消の相談において、事業者に係る相談が多い。
- ・ 事業主の合理的配慮を求める団体意見がある。
- ・ 他県においては、9県において、事業者の合理的配慮を義務化している（内閣府調査 H29 年度末現在）。
- ・ 国において、事業者の合理的配慮の義務化の動きあり。

行為	法律		条例(栃木県)	
	行政機関	事業者	県	県民 (事業者を含む)
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務	努力義務

2 国における審議状況

(1) 審議状況

- ・ 国においては、H31.2月から「障害者政策委員会」において、障害者差別解消法の見直し検討を開始し、現在に至るまで8回に渡って審議を続けている。
- ・ R2.1の審議において、法の見直しの意見書(案)が提示された。

(2) 意見書(案)の内容

- ・ 事業者による合理的配慮の提供について、義務化を検討すべき。
- ・ 義務化に向けては、「一定の周知期間を設ける」、「事業者からの相談にも適切に応じる体制整備」、「障害者差別解消支援地域協議会の取組を含めた事例の収集や共有、情報提供」を更に行うべき。

3 今後の国の動き

- ・ 国は R2. 2. 21 に意見書を取りまとめる予定。

今後の進め方について（案）

1 スケジュール

令和2年 2月 第2回検証部会 課題抽出（ヒアリング結果等報告）

※ 本日の御意見や法改正等の国の動きを踏まえ、今後の取組案を作成



// 5月 第3回検証部会 報告書（案）取りまとめ



// 6月 障害者差別解消推進委員会へ報告書（案）を提出



令和3年度の予算・事業や条例改正等への反映（必要に応じ）

2 法改正等の国の動き

現時点においては、法改正の内容については不明であることから、法の見直しの意見書（案）を踏まえ、報告書案を作成していく。

（参考） 法の見直しの意見書（案）に盛り込まれている主な内容

- ・ 事業者による合理的配慮の義務化
- ・ 国・地方公共団体の役割の明確化
- ・ 相談体制の明確化
- ・ 都道府県による広域的・専門的支援の充実